

# 入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2019年10月8日

独立行政法人国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役  
所長 清水 勉

## 1. 調達内容

- (1) 件名：2020年度～2024年度駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 施設管理・運営業務（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 仕様：入札説明書による。
- (3) 契約期間（予定）：  
2020年4月1日から2025年3月31日まで（複数年度契約）

## 2. 入札方法

落札者の決定方法：

総合評価落札方式。当機構から下記3.の確認を受け、技術提案書および入札書を提出・持参した入札者であって、当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構会計規程第25条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とします。（詳細は入札説明書による。）

## 3. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

- (1) 細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこととします。
- (2) 公告日において平成31・32・33年度あるいは令和1・2・3年度全省庁統一資

格の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）となります。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。なお、本業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加する企業体（以下「共同企業体」という。）で入札に参加する場合には、代表者にあつては、平成31・32・33年度あるいは令和1・2・3年度の全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされており、代表者以外の共同企業体構成員にあつては、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者となります。

(3) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

ウ. 応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ. 応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

キ. その他、応札者が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に定める禁止行為を行っている。

#### 4. 入札説明書

入札説明書は以下のサイトに掲載しますので、ファイル（PDF）をダウンロードしてご参照ください。

国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA研究所を含む）における公告・公示情報」

→「国内拠点等における契約情報一覧」

→「公告・公示情報（2019年度）

→「JICA 駒ヶ根」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2019.html#komagane>)

※なお、契約担当部署は以下のとおりです。

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 業務課

電話 0265-82-6151 ファクシミリ 0265-82-5336

#### 4-2. 業務内容説明会の開催

(1) 日時：2019年10月16日（水）午後3時

(2) 場所：独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 応接室  
長野県駒ヶ根市赤穂15

(3) その他：本説明会への参加は任意とします。本説明会への参加を希望する者は10月15（火）正午までに電子メールに添付の任意の書式にて、社名、参加希望者の氏名を連絡願います。

（電子メールアドレス：[jicakjv@jica.go.jp](mailto:jicakjv@jica.go.jp) タイトル：「業務内容説明会出席希望：案件名」）なお、当日説明会場では本件入札説明書の交付はいたしませんので、必ず事前に入手の上持参してください。

#### 5. 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時：2019年12月3日（火）午後2時

(2) 場所：独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 A会議室  
長野県駒ヶ根市赤穂15

(3) 開場時刻：入札会開始時刻の5分前となります。

#### 6. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

##### (1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250万円

② 財産の買入れの場合、160万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられています。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

7. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金：免除。

(3) 関連規定については、ホームページの「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（URL：<http://association.joureikun.jp/jica/>）にて閲覧可能。

(4) 特別な事情が発生した場合、仕様、履行期間等の調達条件や入札日等を変更して実施する場合があります。また、事情によっては入札執行（入札会）自体を取りやめることもあります。

(5) その他、詳細は入札説明書によります。

以上